

# 所有権の確立と海洋資源管理

## Property Rights and Marine Resources Management

山 田 健 治\*

Kenji YAMADA

### はじめに

海洋法に関する国際連合条約（通常「国連海洋法条約」と略称）が現在日本であらためて注目されている。熱しやすく冷めやすい日本人の性格からいえば、我が国周辺で海洋法にからむ問題が現実化しないと、日本人には海洋法の大きなうねりが認識されないかもしれない。

しかし、遠洋漁業従事者や海洋石油開発業者、海運業者などはすでに身を持ってこの200カイリ時代の到来を見つめてきた。また、最近の日韓の竹島帰属問題、日中の尖閣諸島帰属をめぐる小競り合いなどからみて、韓国や中国と日本政府との問題解決への現実的な対応が求められている。さらに、旧ソ連邦のカスピ海の石油埋蔵量をめぐってカスピ海の所有権問題が浮上してきている。

本稿では、海洋資源と所有権をめぐる日本が今後遭遇すると予想される問題を頭に描きながら、200カイリ排他的経済水域設定の経済的な意味を整理してみたい。

### 1. 200カイリ排他的経済水域の経済的意味

200カイリ排他的経済水域の設定が議論されたとき、この新制度を「海洋資源争奪戦」、「海洋資源分割」、「海の囲い込み」という概念からとらえようとする方向があった。このような領土の拡張の延長上に新制度をとらえるというより、ここではもう少し冷静なとらえ方で議論を整理してみたい。

#### (1) 実態先行から制度へ

最近のインターネットをめぐる議論を見ても、情報のセキュリティの確保やプライバシー保護をどうするかという枠組みは、インターネット利用の実態にともすれば

---

\* 梶山女学園大学生生活科学部教授－国際経済学

Professor of Economics, School of Life Studies－Sugiyama Jogakuen University

遅れている。すなわち、インターネットの利便性に注目したネットワーク業者やパソコンメーカーに先んじて、制度が整備されてきたわけではない。むしろ、実態が先行して、法律を中心とする制度が事後に整備されてきたのである。

海洋の利用にからむ法律の枠組みの設定もまさに実態先行に触発されてのことであった。米国の海洋石油開発史上では、1938年のルイジアナ州カメロン郡沖合の水深13フィートでの石油発見、1947年の同州テレボーン郡10.5マイル沖合での石油発見があったが、この当時には米国では海洋石油開発に関する法律も整備されていなかった。米国は海洋石油開発拡大を見越して、トルーマン宣言を採択した。この骨子は、次のようである。すなわち、米国は公海であっても、アメリカの沿岸に隣接している大陸棚の海床および地下にある天然資源に対しては、米国に帰属するものとみなして米国の管轄と統制下におく。他国との間で大陸棚の境界が問題になる場合には「衡平の原則」に従って両国によって決定されるものとする。

この宣言により、多数の国が自国に隣接する大陸棚に対して管轄権を主張した。その結果として、このような動向に対して国際的に何らかの合意が必要となり、大陸棚条約が1958年に採択され1964年に発効した。

経済的にみれば、エッカート(1979)が指摘するように石油への需要の拡大、探査・探鉱・生産技術の進歩、企業家の投資に対する国家の法的保護の必要性が国際石油開発を法的に裏付けることになった。しかも、国際石油企業による米国以外での石油開発の進展により、被投資国における資源開発が拡大され、国際的な合意のもとに国家による投資の法的保護の必要性を増大させた。

このような沿岸国の海洋への管轄権の拡大の結果、海洋石油開発よりも歴史があり、資源枯渇に直面していた漁業資源保護のための国際取り決めと結実することとなった。<sup>1)</sup>

このような認識に立てば、日本の200カイリ問題の背後にある実態が見えてくる。現在問題となっているのは、北方四島、竹島、尖閣諸島の帰属問題である。この地域は、いずれも漁業資源あるいは炭化水素資源の賦存が知られている。いずれの国においても漁業は雇用問題として重要であるし、経済発展を目指す国においても沿岸域の石油・ガス資源の重要性は計り知れない。

実態の先行、法律の整備による裏付け、さらにその後の制度維持のための方策が次に問題となる。

## (2) 共有資源から私的資源へ

海洋法条約第56条排他的経済水域（E E Z）における沿岸国の権利、管轄権及び義務では、第1項において次の権利を規定している。すなわち、海底の上部水域並びにその下の天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主導的権利並びにE E Zの

経済的な探査及び開発のための他の活動に関する主権的な権利である。

沿岸国の権利が発生するということは、海洋がこれまでの誰でもが自由に参入できる場ではなくなるということである。経済学のタームでいえば、海洋が共有資源 (common property resources)<sup>2)</sup> ではなく私的資源 (private resources) に転換することである。

共有資源の場合には、誰もが自由に資源に参入できる。例えば、漁業では公海上の漁場には原則として誰もが自由に参入して漁業活動ができる。しかし、参入が無制限になれば「早いもの勝ちの原理」(the first-come first-served basis) により捕獲活動が資源の再生レベルを越えて起きるので、資源が枯渇することになる。いわゆる、「共有の悲劇」(the tragedy of commons) が起きることになる。事実、世界の漁業資源の大半には資源枯渇が起きていて、経済的な資源配分の効率性よりみれば、漁船への過剰投資が発生している。

海洋が共有資源から私的資源に転換すれば（ここでは、公海からEEZになることであるが）、共有の悲劇が発生しないのであろうか。EEZの大半は国家管轄下にあるから、管理者としての国家と海洋利用者としての漁業者や船舶運航者、さらに石油開発業者などの対応が問題となる。海洋が完全に個人に帰属するのであれば、将来も海洋から所得を確保したいと願うならば、所有者は海洋汚染や魚種乱獲を自ら行うことはない。しかしそれにもかかわらず資源保全が問題となるのには、海洋が私的資源に転換しても保全のための管理問題が相変わらず発生しているからに他ならない。

### (3) 資源管理と保全義務

海洋法第56条第2項では、沿岸国の義務履行の一つとして海洋環境の保護及び保全、海洋の科学調査をあげている。さらに、第61条では過度の捕獲により生物資源の維持が危険にさらされないよう、適当な保存措置及び管理措置を求めている。

このことは、海洋が私的資源に転換したとしても適切な保存や管理措置に欠ける場合には、経済活動により資源枯渇や海洋環境破壊が容易に発生する危険性を意味している。

海洋汚染が国境を越えて拡大することや、大気汚染源が酸性雨になって他国に被害をあたえたり、長期にわたり海洋に蓄積した汚染物質が生物資源の循環を経て拡大することは容易に起きる。また、マグロのような回遊性生物資源においては自国沿岸で過剰に捕獲されれば他国での捕獲量の減少となる。したがって、環境や生物資源の保全については、自国も他国と同様に注意義務が生じるのである。

### (4) 維持管理の重要性和費用

資源と海洋環境保全が重要であると述べたが、適正な海洋管理のためには巨額の費

用がかかることになる。日本の200カイリ問題の議論には、この費用問題が通常欠けているのである。

海難事故や汚染への対応、外国船の領海への不法侵入や密輸の取り締まり、さらには国防への認識の欠如からみて、海洋国日本の現実への対応は大きく遅れている。「海は広いな大きな」ということは日本の管轄下にある200カイリの海洋の三次元管理にどれほどの費用がかかるのかということと同等である。

航空機、船舶、人的配置、海洋科学調査、陸上の支援設備、情報通信機材や法的支援体制など、どれをとっても高価な公共投資対象である。陸上の道路や鉄道、パイプラインや通信網と異なり、海洋での投資はいくら巨額の投資を行っても直ちには経済効果は現れない。ある意味では、底なしの海に金を投じることになることを覚悟しなければならない。

日本が200カイリ体制を維持するには、このような覚悟のいることであることを国民がまず認識することが必要である。竹島や尖閣諸島の領有権を明確に主張し続けること、自衛のための国防力への国民の負担が必要なこと<sup>3)</sup>、外国の非難や恫喝に負けない粘り強い論理的な交渉力を持つことが重要である。すなわち、現在の200カイリ議論に欠けているのは、基礎となる地味な科学的な分析スタンスと極めて低い海洋投資効率、高額な投資負担金への認識である。

##### (5) 資源と将来世代

海洋資源といえども世代間の資源分配問題を見做すことができない。石油やガスのような枯渇性資源の場合には、現在消費は将来世代への費用となる。賦存する大陸棚の石油を開発して今日消費すれば、将来世代はこれを利用できない。その意味では、現在消費は将来世代への費用となる。将来価値を現在へもどすには割引率を使用するが、割引率が高いと現在生産が大きくなって石油枯渇が加速される。

現在の二酸化炭素排出削減問題の解決には、必然的に炭素含有量の少ないエネルギー源が求められる。昔のように家庭で木炭や石炭が直接使用されることはない。廃棄物の少ないエネルギー源が求められ、途上国における石油の利用、天然ガスの利用の増加がますます求められる。

再生可能資源では、適切な管理があれば将来世代も資源を利用できる。需要が人為的に伸びるから、それにあわせて生産すれば将来世代のための資源は枯渇してしまう。従って、何らかの生産制限が資源管理には不可欠である。資源リージョナリズムの確立、あるいは資源の共同管理機構の設置が求められる。

## 2. 200カイリ経済水域活用の基礎的条件－北海石油開発の事例

上述したように200カイリ経済水域に賦存する資源を保存するには、資源への所有権を確立することが必要である。ここで問題としている海洋石油・ガス資源の探鉱・開発には巨額の投資が必要なことから、所有権の確立は200カイリ経済水域活用の基礎的条件の一つである。以下では、北海石油開発による所得がどのような仕組みを経て生み出されたか考察してみよう。

### (1) 開発の与件

1960年代から注目されてきた北海石油開発の与件を、政治・経済構造変化、石油産業の構造変化、さらに石油開発技術の進歩から概観してみよう。

政治・経済構造の変化は、世界的にみてヨーロッパや日本を中心にして戦後の工業化をめざした高度経済成長志向であったため、エネルギー需要が持続的に高まったことから起きた。戦後の安価な石油需要増大により、石油資源保有国の発言権が徐々に高まり、産油国の石油への増税、利権拡大、さらには石油産業国有化などの一連の「新国際経済秩序」(NIEO)といわれる資源ナショナリズムが台頭した。アメリカ国内石油生産の減少による輸入拡大が石油輸出国機構(OPEC)の発言権を高め、油価はバレル当たり1ドルから3ドルまで60年代の終わりには上昇してきていた。イギリスを中心とした北海石油の探鉱・開発はまさにこのような状況を背景としていた。

石油産業の構造変化とは、メジャーの弱体化をいっている。大手石油会社から石油輸出国側へのパワーシフトの結果として、大手石油会社は60年代後半から上流部門、すなわち探鉱・開発・生産段階での利益を喪失し、単なる産油国の操業会社や販売会社になりつつあった。

産油国の台頭に危機感をいだいた大手石油会社は、石油輸出国機構に属する諸国以外の政情の安定した先進国に上流部門を持とうと、フロンティア地域への探鉱を試みていた。たとえば、アメリカのアラスカ北端のプルドーベイとイギリス・ノルウェー・オランダなどに囲まれた北海が注目されていた。

石油開発技術は、海洋部門でいちじるしく進歩した。アメリカのメキシコ湾での石油開発の成功により、海洋探査・掘削・開発技術が陸上から海洋へと移転されていった。すなわち、海洋掘削技術や各種生産プラットフォームや海底パイプラインの建設技術が進歩し、より深海への探鉱や気象条件の劣悪な場所での開発・生産が可能となってきた。

したがって、これまでは漁業、リクレーシヨンの場、軍事・通商活動の場、廃棄物処理場として使用されてきた海洋が、高い経済価値を持つ石油や天然ガス生産の場として注目されるようになってきた。すなわち、海洋の新たな代替的な利用の登場となった。

## (2) 資源開発協力体制の形成

国際的に多数国に資源賦存が関係する場合には、資源開発を容易にするための制度が必要になってくる。世界的な所有権確定と国内の投資者を保護し投資を促進するメカニズムが必要になる。ここでは、海洋資源開発への世界的な協力体制、その下において国際的に開発を具体化するための地域間協力体制、さらに境界上に存在する個別油田やガス田の開発を容易にするための共同油層の開発体制が不可欠であった。

### (a) グローバルな協力体制

石油会社を取り巻く開発与件が開発を容易にする方向に変化していても資源開発者の投資を国際的に保護できる枠組みができあがっていない限り、大規模な石油開発投資は起きない。とくに、フロンティアでの石油開発では、国籍を異にする多数の企業に巨額の投資をすることが求められる。そのため、世界的に合意された投資保護の原則、その背後にある各国の大陸棚管轄権の明確化が必要であった。国連第三次海洋法会議が長い交渉のすえ方向性を示してきたのが、60年代中頃からであった。12カイリ以内の沿岸国の領海、200カイリ排他的経済水域の承認、沿岸国の資源への主権の確定、公海上の深海底鉱物資源は人類の共同財産、海洋汚染防止などが承認される方向になっていた。

### (b) 地域間の協力体制

グローバルな協力体制に加えて、関係諸国間の大陸棚条約の締結などが、資源の所有権を確定する方向で進展し、北海周辺諸国の石油開発を支援する地域的な協力体制が形成された。

たとえば、イギリスは大陸棚条約を1958年に署名、1964年には批准・宣言した。イギリスと北海を挟んで対峙するノルウェーは、1960年代前半には署名と批准をしていなかった。イギリスとノルウェーの北海分割は、1965年に大陸棚を中間線で分割するという基準で合意された。デンマーク、ドイツ、オランダは1958年には署名を完了していたが、批准はデンマークが1963年、オランダが1966年であったのにドイツは批准を差し控えていた。

北海諸国をめぐる大陸棚の分割、境界画定はイギリス、オランダ、ノルウェー、デンマーク、フランス、ドイツなどの関係諸国間で行われた。北海大陸棚の分割については、1969年に国際司法裁判所が判決を下したドイツ、オランダ、デンマーク三国間での分割が有名である。加えて、最も脚光を浴びることになったイギリスとノルウェーの分割合意が注目される。

### (c) 共同油層の開発

1965年にイギリスとノルウェーとの大陸棚境界を確定した折りには、分割基準は中間線によるとしながら、開発に関して境界を越えて油層が存在する場合を想定している。すなわち、単一の石油地層や油田が境界を越えて存在する場合には、他国が独

自に開発してもかまわないが、両者が協議して最も効率的に油層が開発され、利潤が分配されるように開発してよいとしている。同様な立場は、関係各国の分割合意文書に盛り込まれているが、実際には1965年のイギリスとノルウェー間のフリッグ合意によって運用された。

フリッグ合意の概要は次のようである。すなわち、フリッグ・ガス田を最も効率的に開発することに両国が合意して単一のガス田として開発する。埋蔵量の両国による分割については、両国政府が生産を開始する以前に合意されるよう努力する。両国政府が合意できない場合には、合意を棚上げにして、被免許者によって提案された暫定的分割案に従って生産を遂行するか、暫定案がなければ均等分割案で生産を遂行する。このような暫定案は、両国政府の権利を何ら妨げるものではない。分割案が合意された場合には、合意された分割案が暫定案に取って代わる。さらに、生産開始後に埋蔵量分割に決着がついた場合の処理や近傍のガス層から当該ガス田にガス流入があった場合には、分割について協議する。

#### (d) 海洋汚染防止協定

海洋石油開発には、開発にともなって発生するかもしれない海洋汚染防止のための国際的な取り決めが必要である。北海のような周辺が多数の関係諸国に取り囲まれる海域では、世界的な汚染防止のための国連の国際海事機関（IMO）やユネスコ、国連環境計画などさまざまな機関やそれらによって作成された諸規則がある。また、地域的な組織ではEUの下部組織やOECDなどがある。さまざまな関係組織が有機的に結びついて、政府組織や民間組織と協力することによって、海洋汚染を防止しようとしている。

### (3) 政府の経済政策の重要性

以上に述べたような開発のための基礎的条件が整備されたとしても、開発が促進されるには開発にインセンティブを与えるような経済政策が採用されなければならなかった。北海石油開発のケースでは、イギリスとノルウェーの開発政策が代表的であるが、各国とも同様の政策を採用している。これらは、大陸棚鉱区の探鉱・開発のための免許付与政策、生産から得られる経済的地代を吸収するための租税政策、自国への石油利権を拡大するための参加政策などが重要である。以下では、イギリスの政策の骨子を紹介しながら各政策のポイントを考えてみよう。

#### (a) 免許政策

イギリスの石油開発促進の目的はさまざまであった。第一には、第一次石油危機によって輸入石油価格の高騰によりイギリスの国際収支赤字が拡大し、国際収支制約からイギリスを解放する必要があった。第二には、石油開発により産業基盤の整備が遅れているスコットランド地域の経済発展に石油開発を利用することも重要であった。

また、自国に石油関連産業を育成すること、雇用拡大、税収増大なども重視された。

イギリスの免許政策は、通常「裁量的免許政策」と呼ばれている。これは、鉦区入札に最大の応札をした石油会社に免許を付与する競争入札方式ではなく、大陸棚の探鉦促進と情報提供、弱小なイギリス石油会社の保護、石油開発からの利益をイギリスに落とすような措置（例えば、地域に重点をおいたイギリス産業と雇用増大への貢献）を重視した。

イギリスの免許政策の重点は、開発の進展、保守党と労働党の政権交代により変化していく。労働党は公企業が大陸棚石油開発に容易に参入できるような免許条件を採用した。保守党は1980年以來、民営化の潮流に乗って公企業を縮小してきた。

#### (b) 租税政策

投資主体たる石油会社が探鉦・開発・生産を決意するには、ネット・キャッシュフロー計算が重要である。長期にわたる投資と価格変動への対応、代替的な投資機会の適正選択のために、この計算は不可欠である。この場合には、税が最も重要な要因になる。これまで、イギリス政府は投資を促進するために石油情勢に応じて弾力的に租税政策を変更してきた。企業取り分が約40%の有利な状態から、石油価格の急上昇に対応して超過利潤を吸収するための石油収入税の徴収や、各種控除項目である奨励特典の廃止、限界油田開発促進のための油田規模や開発年次区分による税率緩和などである。

#### (c) 参加政策

北海石油開発から発生する経済的地代を吸収するためには、政府の石油開発への参加がある。参加には次の三つの目的がある。第一には、租税以外に政府収入の割合を高めること。第二には、免許政策よりも石油会社の操業を確実に直接統制すること。第三に、民間会社との活発な協力により石油産業について可能な限りイギリスが学習することであった。

労働党政権は国有会社の北海石油開発への参入をさまざまな形で図ったが、1975年に成立した「石油・海底パイプライン法」によって英国石油公社（B N O C）が設立された。英国石油公社は、参加権益の獲得により生産された石油の51%を購入する権利の取得、石油開発・操業に関与する権限の付与など、大きな影響を石油開発に与えた。しかし、民営化の潮流や1980年以降の石油価格下落による下流部門での損失により、国家財政赤字を生むことになり、英国石油公社は解体されてしまった。

イギリス北海石油はこれまでも生産減退説が出ていたが、過去10以上の石油価格低迷期にも、適切な租税政策などを中心にして探鉦・開発を促進し生産を拡大してきた。ある面では、北海への投資偏重というインセンティブを石油会社に与えているのかもしれないが、北海石油の市場への近接性、投資への安全性、石油利権売買市場の発展、パイプラインなどの基盤投資の充実効果などが拡大の理由ではないか。

イギリスと対置されるノルウェーの石油開発政策では、国営石油会社であるスタットオイルの役割が大きい。もっとも、イギリスと対比するとノルウェーは小国ではあるが、石油・ガス生産面では重要な役割を果たしてきている。また、イギリスよりもより厳しい免許政策、租税政策、参加政策を取りつつ石油産業の育成を図ってきている。

#### (4) 北海石油開発からの利益

イギリスとノルウェーは北海石油開発からどのような利益を得たのであろうか。両国が得た利益は、フローの利益とストックの利益に区分できる。前者は、石油開発から得られる中央・地方政府の租税収入、企業利潤、石油・ガス輸出代金、石油輸入減少による機会的な利益である。後者は、北海への投資によって建造されたパイプラインやプラットフォームなどの生産投資、埋蔵量と結びつく石油利権の貨幣換算額（石油持分）などにより評価できる。実際には、日本の石油会社がイギリスの油田権益を買収するなどのケースである。

無形の利益としては、イギリスが産油国になることによりエネルギー安全保障が高まったり、中東諸国との国際交渉力が高まるというような国益、さらにイギリスの国威が高まるという場合である。逆に、オランダが経験したようにガス輸出により国際収支黒字が増大し、その結果として為替相場上昇が製造業の輸出競争力を減退させるという、いわゆる「オランダ病」発生の恐れもある。

北海石油開発は、すでに述べたように大陸棚分割によりまず所有権が確定し開発が進展したという極めて明瞭な方式である。これに対して、日韓大陸棚共同開発区域における石油開発制度は、領土主権を棚上げにして共同開発を行い、その成果が発生した場合には日本と韓国との間で納得できるように配分しようとするものであり、北海のケースとは対極をなす方式である。石油開発利益の創出は、石油埋蔵量の確認が可能になり、最終的には原油が産出されることにより実現される。もっとも、利権売買により利益が得られる場合もあるが。

現在のところ日韓共同開発区域では石油は発見されていないといわれているが、境界領域確定への方式として注目されるものにオーストラリアとインドネシアで締結されたチモール・ギャップのケースが重要である。

### 3. チモール・ギャップのケース<sup>4)</sup>

海洋資源開発と所有権問題という観点から興味あるのは、オーストラリアとインドネシア共和国との間にあるチモール・ギャップのケースである。世界の境界紛争地域の例としては、最近の南シナ海の中国とベトナムの紛争、南沙諸島をめぐる多数国間

の紛争、日本と中国間の尖閣諸島の帰属問題などがあるが、いずれも北海のように帰属が確定しにくいケースである。このような問題に対しての一つのアプローチの事例としてチモール・ギャップのケースを以下にみてみよう。

オーストラリアとインドネシア両国は、1989年12月に東チモール海の共同開発に合意した。この合意に先立って両国は1971年と1972年に海底境界確定を行ったが、89年の合意はこれまで未だ合意に到達できなかった領域について境界画定合意をみたものであった。

89年合意協定文の骨子は次の点である。すなわち、共同開発区域は北から南に向かって（インドネシア側からオーストラリア側へ）三つの区域に区分されている（C, A, B）。

区域Aでは、共同開発庁が多くの権限を持ち、石油資源の探査・探鉱は両国の統制下にあり、区域を最適商業利用して石油資源生産からの利益を等分するために共同開発庁と請負会社との間で生産物分与契約方式を取っている。

区域Bではオーストラリア側が告示し、石油生産から発生する資源地代収入を両国で分割する（インドネシア側へ10%を支払う）。区域Cではインドネシア側が告示し、石油生産から発生する所得税収入は両国で分割する（10%をオーストラリア側へ支払う）。

共同区域では、一方の協約国の大陸棚の恒久的分割については触れられていないし、また、それぞれの主権についても触れられていない。区域Aと、区域B、Cとの間の共同油層の開発においては、埋蔵量が最も効率的に生産できるように、かつ、生産からの利益が衡平分割になるように両国は合意する。

## 結びに代えて

海洋石油開発は巨額の所得を生む事業である。北海のように所有権が明確化される方式に対して主権を棚上げにした石油の共同開発合意は、次のような意味を持っている。すなわち、埋蔵石油資源の開発から得られる生産物を両国の間で巧みに分割し、資源というストックを所得というフローに変換することにより、実質的に資源を分配しようとするものである。

すでに述べたように維持・管理にかなりの費用のかかる200カイリ内の海洋資源が、有効利用されずに宝の持ち腐れでは国民にとっては意味がない。また、多数国間で開発に至るまでの合意に投入される交渉コストがあまりにも高価であれば、交渉を行わず放置しておくとか、一方的に交渉を有利化するために軍事的な圧力をかけるとかの行動が起きないとも限らない。

日本がだかえている境界未確定領域としては、竹島、尖閣諸島、北方領土がある。

いずれも島の帰属をめぐって海洋分割が問題となっている領域である。竹島には韓国側がすでに船着き場を設置したし（どうして、日本政府がこれを阻止しなかったのか不思議におもえるが）、尖閣諸島には日本側の灯台の設置、香港の抗議船の進入、日本国会議員の上陸など放置すると危険である一方的な行動が目立ちすぎる。

石油資源獲得が急務である中国にとって尖閣諸島周辺の石油探鉱は焦眉の課題である。チモール・ギャップのような良い事例を参考にして、共同開発メカニズムにより現実的な対応を日本は取るべきだと私は考える。日本の安全保障問題の一環としての日本の200カイリ問題の解決に向けて、弾力的な方式も考慮に入れつつ主権を主張しながら日本は関係諸国と粘り強く交渉すべきである。そのためには、海洋資源の所有者たることの意味を、再度日本はもっとも不得意な戦略的な観点より考えてみて、総合的な海洋政策を樹立することがいま求められている。

本稿は、拙稿（1980）、拙著（1983）、（1991）をベースにして書き直したものである。

#### [注]

- 1) 例えば、河井（1994）。
- 2) いま問題とされている二酸化炭素削減問題やフロン使用中止などは、まさに地球の共有資源の管理問題である。共有資源については、Bromeley（1992）、Ostrom *et. al.*（1994）を参照のこと。
- 3) 国防というものは、歴史的にみれば「昨日の敵は今日の友」とか逆に「今日の友は明日の敵」という変化に対応しなければならない。最近の実戦経験のない日本の自衛隊と防衛庁が、いざ有事という状態にうまく対応できるとは考えにくい。戦略思考に弱い日本人が、国防戦略が立てれるのか。世界中の情報収集力があるのか。企業も国家も、危機を想定した対応をしておくための費用負担も日本人にはまた理解しにくいものではかならうか。
- 4) 以下については、近藤ほか編（1993）第22章に詳しい。

#### [参考文献]

- (ed.) Bromeley, Daniel W. *et. al.* (1992), *Making the Commons Work: Theory, Practice and Policy*, ICS (Institute for Contemporary Studies) Press.
- Eckert, Ross D. (1979), *The Enclosure of Ocean Resources: Economics and the Law of the Sea*, Hoover Press.
- 河井智康(1994)『日本の漁業』岩波新書(#361), 岩波書店。
- Klaassen, Ger (1996), *Acid Rain and Environmental Degradation: The Economics of Emission Trading*, Edward Elgar.
- 近藤 仁ほか編（1993）『現代経済理論とその応用』中央経済社。
- Ostrom, Elinor *et. al.* (1994), *Rules, Games, & Common-Pool Resources*, The University of Michigan Press.
- Upton, David (1996), *Waves of Fortune: The Past, Present and Future of the United Kingdom Offshore Oil and Gas Industries*, Wiley.
- 山田健治（1980）「海洋資源の経済学－その2－所有権の経済学と北海油田を中心に」『岐阜経済大学

論集』14(4)。

- (1983)『北海油田の開発政策』成文堂。
  - (1991)『資源開発と地域協力—紛争から協調へ』成文堂。
  - (1992)「ANWRの問題点(1)」『中部大学経営情報学部論集』第7巻第1号。
  - (1993)「ANWRの問題点(2)—アラスカ州の立場より—」『中部大学経営情報学部論集』第7巻第2号。
  - (1996)「ヨーロッパの産油国ノルウェー」『椋山女学園大学研究論集』第27号(社会科学編)。
  - (1997)「アメリカ石油生産の問題点」『社会と情報』(椋山女学園大学生活社会科学科紀要)創刊号。
  - (1997)「北海石油の増産要因」『椋山女学園大学研究論集』第28号(社会科学編)。
  - (1997)「小規模北海油田開発について」『社会と情報』第2号。
  - (1997)『国際石油開発と環境問題』(パースペクティヴズ3)成文堂。
- 山田健治・仲上健一編(1993)『地球サミットを超えて：協調分散社会の環境プランニング』成文堂。

### [追記]

故松永先生からは、学者としての生き様を多々教えられた。ここで、三つを披露してみよう。

第一は、これと眼をつけた論文は徹底して検討せよと。

筆者が名古屋市立大学経済学研究科に入学して、図書館でジャーナルを借りて読んでいたとき、ふと見ると鉛筆の細かい字でびっしりと書き込みが。たしか「一丁上がり」と付記してあった。

第二は、リラックスして政策論の新たな研究テーマを考えよと。

ある日、松永研究室で「人の論文を読んだり、数式計算するのは昼間だけでえーわ。家に帰れば、酒飲んでリラックスして、何んかええテーマがないかと考えないかんわな。」

第三は、チャンスが来たら迷わずつかめと。

松永先生が早稲田大学へ移籍されると決められた11月頃のこと。研究室へ伺ったら、「山田さん、君は研究書を三冊書いとる。まとめて学位論文を申請せんか。提出期限は来年7月上旬や。やってみー。」

松永先生のおかげで学位をいただき、チャンスを与えていただいたことに感謝しています。ちょっと見は野人、実は細かい神経の持ち主。

「何をチョロチョロしとる。もっと大きなことを考えなあかんわな。」の聲が今でも頭の上から降ってくる。